

石綿含有産業廃棄物（レベル3）

搬入条件・梱包徹底のお願い!!

※梱包が不十分の場合は、搬入不可となりますのでご注意ください!



搬入可能 ○

弊社へ搬入ができる石綿含有産業廃棄物（レベル3）は次の通りです。排出の際は十分な強度がある袋（フレコン・石綿含有専用の透明袋等）で二重梱包にしたうえ、紐やテープ等で口を塞いで排出してください。※梱包例は本チラシ下部記載



フレキシブル板・平板



コロニアル



セメント瓦



スレート板・波板



Pタイル



石綿管



耐火金庫



押出形成セメント板



延焼防止材（石綿含有）

石綿含有か??不明な物の扱いについて

「石綿が含有されている可能性がある物(含有の有無が不明)」については、原則「石綿が含まれていると見なして処理」を行う形になります。
※メーカーの不含有証明書・石綿の分析書等で不含有の確認が出来れば、通常産廃として処理が可能。



証明書例 アスベスト含有マーク

参考：石綿含有建材データベース

右記は、国土交通省の、石綿含有建材のデータベースサイトです。石綿（アスベスト）の含有が不明なもの、または疑わしい場合には、予め、これらのサイトを利用して含有していないという証明資料等の根拠としてご活用されるとより適切な処分に繋がります。



※国土交通省・経済産業省専用データベースサイト

搬入不可能 ×

※下記以外にも断熱材・珪藻土・パッキン※ 性的に飛散の恐れのあるものは**搬入不可**
※パッキンは、石綿が含まれたパッキン部分を露出させず、フランジ（配管を繋ぐ継ぎ目）部分などから切断してある場合は、搬入可能。



壁紙・クロス



石膏ボード・ジプトン



岩綿吸音板



アスファルトフイグ



ケイ酸カルシウム板



円柱煙突

搬入注意建材例 ▲



外壁仕上板材・サイディング

サイディングの外側、中に木や紙が付着している、**練り込んである場合は搬入不可**。また、サイディング以外でも安定型廃棄物以外の品目が**建材の一部となっている廃棄物は搬入不可**

石綿含有産業廃棄物（レベル3）の梱包例（良い例・悪い例）

良い例 ○



紐・テープでしっかり固定

小物・小片状のもの



目地をテープで固定し露出防止!

板状・長尺物

・十分な強度のある袋（フレコン・石綿含有専用透明袋）で二重梱包し、紐やテープ等で口が塞いである。→最後にフレコン口を頑丈に塞ぐ。

・荷崩れしないようにPPバンドやロープ等でしっかり固定する。
・目地をテープで止め露出を防止する。

悪い例 ×



※口をテープ等で塞いでいない全開の状態

・土のう袋のみの梱包。
・口をテープ等で塞いでいない。
→石綿が飛散する可能性が高い!



アースサポート株式会社

☎0852-37-2890

〒690-0025 島根県松江市八幡町882番地2 FAX (0852) 37-2892

ホームページ <http://www.earth-support.jp>

アースサポート 松江

検索

ガイダンス



作業依頼用QR